

令和6年12月25日

担当課：高校教育課  
直 通：092-643-3905  
内 線：5405

**令和7年度から、福岡県立学校では、  
自転車通学の際には、ヘルメット着用が必要になります**  
～自らのいのちを守るために～

福岡県教育委員会では、県警察と連携して、自転車ヘルメット着用推進モデル校の指定など、ヘルメット着用推進の取組を実施してきたところですが、昨今の交通事故発生状況等を踏まえ、**通学時における生徒の安全確保と交通安全意識の向上**を目的に、**令和7年度から、全ての県立学校(全課程、全学年(年次))において、生徒が自転車通学する際には必ずヘルメット着用を求める**こととしました。

## 1 現状

- (1) 令和6年度において、全県立高校95校が自転車通学を許可しており、県立高校生の約60%(約3万9千人)が自転車通学をしている。
- (2) 県警察によれば、令和6年7月から9月の3か月間に高校生の自転車乗車中の交通事故が118件発生しており、うち58件(49.2%)は登下校時に発生している。
- (3) 令和6年7月の調査では、高校生のヘルメット着用率は8.1%(全体:12.8%)と、年代別で最も低く、高校生が重大な交通事故に遭遇するリスクは非常に高い状況である。

## 2 学校における取組

各学校の校則等において、ヘルメット着用を自転車通学の許可条件とする。

## 3 適用時期

原則として令和7年4月から適用する。

